

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の特例  
に関する法律案に対する修正案対照表

(傍線部は修正部分)

修正案

原案

東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権の時効の特例に関する法律

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に係る原子力損害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）をいう。以下同じ。）の特殊性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権の時効の特例について定めるものとする。

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）の賠償に関する紛争をいう。）について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介（次条において単に「和解の仲介」という。）の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めるものとする。

(時効の特例)

第二条 東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条前段の規定は、適用しない。

(時効の中断)

第二条 原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受け

た日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。